平成２４年（フ）第２７号
宮崎県延岡市野田町5110番地
債務者　福島　健治
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５８号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目８番12号　サンライズ稲田301号
債務者　松本奈津紀
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９号
鹿児島県曽於市大隅町月野3067番地１
債務者　竹田めぐみ（旧姓立久井）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
鹿児島県鹿屋市白水町466番地
債務者　垣内　俊行
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
兵庫県豊岡市庄境977番地の１　一本松テラス41号
債務者　藤田　愛美（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第８号
山口市天花１丁目10番16号
債務者　柴田美保子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
千葉県松戸市新松戸北２丁目６番地の８　リヴィエール藍205号
債務者　依田　美咲
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１０号
千葉県松戸市北松戸３丁目１番地の39　205号
債務者　伊川　　博
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６８号
山口県周南市大字徳山5034番地　二の井手ハイツ101号、前住所山口県周南市大字徳山5582番地の５
債務者　俣賀　秀正
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第５号
山口県下松市大字末武上892番地23、前住所山口県周南市月丘町１丁目９番地
債務者　末廣　峰治
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１４号
山口県周南市扇町２番９―403号
債務者　安部めぐみ（旧姓孫）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２９１号
松江市堂形町735番地１　片岡ＡＰ４号室
債務者　細田　真志（旧名奈美樹）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
島根県安来市新十神町33番地１
債務者　小山　民子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５３号
愛知県小牧市大字小松寺149番地１　グローリアス小牧第三309号
債務者　角　　敦夫
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９４４号
東京都新宿区天神町36―103
債務者　矢野　智久
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９５４号
東京都品川区戸越３丁目７―22　ひかり荘
債務者　長島　　寿
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０３４号
東京都渋谷区本町３丁目28―１―102
債務者　渡邉芙美子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部